

新潟市請負工事の監督及び検査要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する請負工事の監督及び検査を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「契約規則」という）による請負工事（以下、工事という。）の監督及び検査について、法令その他に定めがあるもののほか、この要綱に定めるものとする。ただし、検査については、契約規則第40条第2項に定める検査調書等を省略できない工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当課長 工事を担当する部、区、事務所及びセンターの課等の長をいう。
- (2) 監督員 工事担当課長から指定された職員
- (3) 検査担当課長 検査を担当する課の長をいう。
- (4) 検査担当課長等 新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）に基づき、工事の検査に関する市長の権限を専決する権限を与えられた課等の長をいう。
- (5) 専門検査員 検査担当課の職員
- (6) 指定検査員 検査担当課長が必要と認める場合において、前号に定める職員以外から指定した（係長相当以上の職にある）職員

第2章 監督

(監督員の指定と通知)

第4条 工事担当課長は、請負工事が締結されたときは、当該工事の監督員を指定して受

注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(監督員の職務)

第5条 監督員は、請負工事の適正な履行を確保するため、次に掲げる必要な監督（以下「監督」という。）を行うものとする。

- (1) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議の処理。
- (2) 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾。
- (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施の処理。
- (4) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。
- (5) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の報告。
- (6) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理。
- (7) 部分払いをすることとした工事について、工事の完成前に工事の出来形部分等を査定し、査定を完了したときは、その結果について出来形明細書を作成。

第3章 検査

(検査の種類・目的)

第6条 検査の種類と目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) しゅん工検査 工事の完成の確認を行うための検査。
- (2) 出来形検査
 - ア 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等の確認を行うための検査。

イ 契約解除に伴う出来形部分等について、確認を行うための検査。

(3) 完済部分検査 設計図書において工事の完成に先だち、引き渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該指定部分の確認を行うための検査。

(4) 部分使用検査 工事目的物の全部又は一部を引き渡し前に使用しようとするときに、当該部分の確認を行うための検査。

(5) 中間技術検査 施工中の各段階において、しゅん工検査を補完するために完了時点では不可視又は手直しの困難な工事などの確認を行うための検査。

(検査の実施)

第7条 検査は、別に定める新潟市請負工事検査技術基準により実施するものとする。

2 前条第5号に規定する中間技術検査については、別に定める新潟市中間技術検査実施要領により実施するものとする。

(検査の中止)

第8条 検査の際、受注者又は代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げ、検査を行うことができない場合、検査員は、検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告し、その指示を受けるものとする。

(検査の立会)

第9条 検査の立会者は、当該工事の関係者で検査担当課長が認めた者とする。

2 前項に定めるもののほか、契約解除に伴う検査にあっては、契約担当職員を立会人として立ち会わせなければならない。

(検査の手続)

第10条 工事担当課長は、検査の実施に先立ち、検査担当課長に対して工事等検査執行依頼書に設計図書、その他関係書類を添えて検査依頼を行わなければならない。

2 検査担当課長は、前項の検査依頼を受けたときは、速やかに当該工事の検査を担当する検査員を選定しなければならない。ただし、指定検査員による場合は工事等検査命令書により検査を命じるものとする。

(検査の報告及び手直し)

第11条 検査を行ったときの報告及び手直しは、次の各号により行うものとする。

(1) 検査の結果、当該工事の全部が契約に適合している場合。

ア 第6条第1号の検査を行った検査員は、工事検査調書、工事検査合格通知書、検査合格通知書、履行確認通知及び関係書類を添えて検査担当課長に報告する。

イ 第6条第2号の検査を行った検査員は、出来形明細書に出来形査定願書及び出来形写真を添えて検査担当課長に報告する。

ウ 第6条第3号の検査にあたっては、アの場合を準用する。

エ 第6条第4号の検査を行った検査員は、部分使用箇所確認書により、検査担当課長に報告する。

オ 第6条第5号の検査を行った検査員は、工事検査調書、工事検査合格通知書及び検査合格通知書に関係書類を添えて検査担当課長に報告する。

(2) 検査の結果、当該工事の全部又は一部が契約に適合していない場合。ただし、軽微なものは除く。

ア 検査員は、速やかに検査結果報告書（別記様式第1号）を作成し、関係書類を添えて検査担当課長に報告する。

イ 検査担当課長は、工事担当課長及び受注者に対し工事検査結果通知書（別記様式第2号）及び検査結果通知書（別記様式第3号）により、修補又は改造についてそれぞれ通知する。

ウ 検査担当課長は、受注者に対して、修補又は改造完了後に修補・改造完了届（別記様式第4号）を工事担当課長に提出させ、再検査を受けさせなければならない。

エ 検査員は、再検査により当該工事が契約に適合していると認めた場合、前号各号により検査担当課長に報告する。

(成績評定)

第12条 成績評定は、第6条第1号の検査に併せ行うものとし、別に定める新潟市工事成

績評定実施要領により実施するものとする。

(工事確認)

第13条 工事確認は、工事の完成を確認するために行うものとし、別に定める新潟市工事確認実施要領により実施するものとする。

(工事等調書の送付)

第14条 工事担当課長は、工事着手届を受理したときは、速やかに工事等調書を作成し、検査担当課長に送付しなければならない。

(検査等記録の整理)

第15条 検査担当課長は、検査等記録を備え整理するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の検査は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

(監督員の指定)

- 2 この要綱の施行の日前に請負工事の監督及び検査に関する規程（昭和33年新潟市訓示第12号）第3条の規定により監督員として指定を受けた職員は、この要綱による改正後の新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により監督員として指定を受けた職員とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に工事履行届を受理したものから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

検査結果報告書

年 月 日

検査担当課長 様

検査員

新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により、検査の結果（修補又は改造）について報告します。

契約番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査 <input type="checkbox"/> 完済部分検査 <input type="checkbox"/> 部分使用検査 <input type="checkbox"/> 中間技術検査
工事番号	第 号
工事名	
工事場所	
受注者	
請負金額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
監督員	所属 職 氏名
検査年月日	年 月 日
受注者又は代理人	
検査立会者	所属 職 氏名
検査結果	
修補又は改造の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(注) 修補又は改造を完了したときは修補・改造完了届、写真を提出すること。	
検査員	所属 職 氏名

※ 本様式は、しゅん工検査、完済部分検査、部分使用検査、中間技術検査について、当該工事の全部又は一部が契約に適合しない場合に用いる。

部分使用検査及び中間技術検査の時には、請負金額欄を空欄にする。

工事検査結果通知書

年 月 日

工事担当課長様

検査担当課長

新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により、検査の結果（修補又は改造）について通知します。

契約番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査 <input type="checkbox"/> 完済部分検査 <input type="checkbox"/> 部分使用検査 <input type="checkbox"/> 中間技術検査
工事番号	第 号
工事名	
工事場所	
受注者	
請負金額	
工定期	年 月 日から 年 月 日まで
監督員	所属 職 氏名
検査年月日	年 月 日
受注者又は代理人	
検査立会者	所属 職 氏名
検査結果	
修補又は改造の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(注) 修補又は改造を完了したときは修補・改造完了届、写真を提出すること。	
検査員	所属 職 氏名

※ 本様式は、しゅん工検査、完済部分検査、部分使用検査、中間技術検査について、当該工事の全部又は一部が契約に適合しない場合に用いる。

部分使用検査及び中間技術検査の時には、請負金額欄を空欄にする。

検査結果通知書

年 月 日

受注者様

新潟市長

新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により、検査の結果（修補又は改造）について通知します。

契約番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査 <input type="checkbox"/> 完済部分検査 <input type="checkbox"/> 部分使用検査 <input type="checkbox"/> 中間技術検査
工事番号	第 号
工事名	
工事場所	
受注者	
請負金額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
監督員	所属 職 氏名
検査年月日	年 月 日
受注者又は代理人	
検査立会者	所属 職 氏名
検査結果	
修補又は改造の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(注) 修補又は改造を完了したときは修補・改造完了届、写真を提出すること。	
検査員	所 属 職 氏名

※ 本様式は、しゅん工検査、完済部分検査、部分使用検査、中間技術検査について、当該工事の全部又は一部が契約に適合しない場合に用いる。

部分使用検査及び中間技術検査の時には、請負金額欄を空欄にする。

別記様式第4号（第11条第2号関係）

修補・改造完了届

年 月 日

新潟市長様

受注者 住所

商号又は名称

代表者

新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により、修補、改造が通知された事項について、下記のとおり 完了したので報告します。

記

契約番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査 <input type="checkbox"/> 完済部分検査 <input type="checkbox"/> 部分使用検査 <input type="checkbox"/> 中間技術検査
工事番号	第 号
工事名	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検査結果 通知日	年 月 日
修補又は 改造の期間	年 月 日から 年 月 日まで
完了年月日	
修補、改造の内容及びその措置	